

	改正前	改正後
	<p>1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。 附 則（平成 25 年 3 月 6 日付け総務第 301 号）</p> <p>1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。 附 則（平成 25 年 10 月 17 日総務第 172 号）</p> <p>1 この要領は、平成 25 年 10 月 17 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。 附 則（平成 27 年 3 月 31 日総務第 286 号）</p> <p>1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>3 様式第 1-1 号、様式第 1-2 号については、当分の間、従前の様式のものによることができる。 附 則（平成 28 年 3 月 31 日総務第 244 号）</p> <p>この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。 附 則（平成 29 年 5 月 19 日付け総務第 46 号）</p> <p>この要領は、平成 29 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。 附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け総務第 210 号）</p> <p>この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。 附 則（平成 31 年 3 月 28 日総務第 236 号）</p> <p>1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 31 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。</p> <p>様式第 1-1 号～様式第 8 号〔略〕</p> <p><u>様式第 9 号</u></p> <p>様式第 10 号、様式第 11 号〔略〕</p>	<p>1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。 附 則（平成 25 年 3 月 6 日付け総務第 301 号）</p> <p>1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。 附 則（平成 25 年 10 月 17 日総務第 172 号）</p> <p>1 この要領は、平成 25 年 10 月 17 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。 附 則（平成 27 年 3 月 31 日総務第 286 号）</p> <p>1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>3 様式第 1-1 号、様式第 1-2 号については、当分の間、従前の様式のものによることができる。 附 則（平成 28 年 3 月 31 日総務第 244 号）</p> <p>この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。 附 則（平成 29 年 5 月 19 日付け総務第 46 号）</p> <p>この要領は、平成 29 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。 附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け総務第 210 号）</p> <p>この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。 附 則（平成 31 年 3 月 28 日総務第 236 号）</p> <p>1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 31 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。 <u>附 則（令和 2 年 3 月 17 日付け出総第 282 号）</u> <u>この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</u></p> <p>様式第 1-1 号～様式第 8 号〔略〕</p> <p><u>様式第 9 号（別紙による）</u></p> <p>様式第 10 号、様式第 11 号〔略〕</p>
改正理由	<p>1 総合評価落札方式見直しに伴う改正（専任補助者に係る様式の見直し）</p> <p>2 その他所要の整備</p>	

入札参加資格確認調書

確認対象工事

工事名				
工事場所				
公告日	年 月 日	開札日	年 月 日	

入札参加資格要件の確認内容

1 施工実績（※入札公告に施工実績の要件が付されていないときは記載不要）

工事名				指示事項等
コンパ登録	有（登録番号 _____）・無			
工事場所				
最終請負額	千円（ _____ 千円）			
発注者				
工期	年 月 日～ 年 月 日			
受注形態等	単体施工（元請・一次下請）・JV施工（代表・非代表 _____ %）			
工事概要				

2 配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の資格・施工経験
（※入札公告に施工経験の要件が付されていないときは、施工経験の記載は不要）

技術者氏名		生年月日	年 月 日	指示事項等	
雇入れ年月日	年 月 日（直近の雇入れ年月日を記載すること。）				
資格免許等 （※資格名称、交付番号、年月日等を記載）					
施工経験	工事名				
	コンパ登録	有（登録番号 _____）・無			
	工事場所				
	最終請負額	千円（ _____ 千円）			
	発注者	従事役職			
	工期	年 月 日～ 年 月 日			
	従事期間	年 月 日～ 年 月 日			
	受注形態等	単体施工（元請・一次下請）・JV施工（代表・非代表 _____ %）			
工事概要					
経營業務管理責任者又は営業所専任技術者該当の有無	有 ・ 無				
現在従事中の 工事の有無	有 ・ 無				
	有の場合	工事名			
		発注者			
		従事役職	（専任・非専任）		
		工期	年 月 日～ 年 月 日		

3 現場代理人（※低入札の場合に記載すること。）

氏 名		生年月日	年 月 日	指示事項等	
雇入れ年月日	年 月 日（直近の雇入れ年月日を記載すること。）				
経營業務管理責任者又は営業所専任技術者該当の有無	有 ・ 無				
現在従事中の 工事の有無	有 ・ 無				
	有の場合	工事名			
		発注者			
		従事役職			
		工期	年 月 日～ 年 月 日		

上記のとおり条件付一般競争入札の入札参加資格を確認するための書類を添えて提出します。
なお、この調書のすべての記載事項及び確認書類は、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

様式第9号 (※該当技術者を配置する場合に添付)

入札参加資格確認調書

確認対象工事

工事名			
工事場所			
公告日	年 月 日	開札日	年 月 日

4 配置予定技術者(専任補助者)の資格・施工経験 (※総合評価落札方式において、専任補助者を配置する場合に記載)
(※入札公告に施工経験の要件が付されていないときは、施工経験の記載は不要)

技術者氏名		生年月日	年 月 日	指示事項等
雇入れ年月日	年 月 日 (直近の雇入れ年月日を記載すること。)			
資格免許等 (※資格名称、交付番号、年月日等を記載)				
施工経験	工事名			
	コソズ登録	有 (登録番号) ・ 無		
	工事場所			
	最終請負額	千円 (千円)		
	発注者	従事役職		
	工期	年 月 日～ 年 月 日		
	従事期間	年 月 日～ 年 月 日		
	受注形態等	単体施工 (元請・一次下請) ・ J V施工 (代表・非代表 %)		
工事概要				
経營業務管理責任者又は営業所専任技術者該当の有無	有 ・ 無			
現在従事中の工事の有無	有 ・ 無			
	有の場合	工事名		
		発注者		
		従事役職	(専任・非専任)	
		工期	年 月 日～ 年 月 日	

5 配置予定技術者(増員配置技術者)の資格 (※予定価格1億円以上の工事で低入札の場合に記載すること。)

技術者氏名		生年月日	年 月 日	指示事項等
雇入れ年月日	年 月 日 (直近の雇入れ年月日を記載すること。)			
資格免許等 (※資格名称、交付番号、年月日等を記載)				
経營業務管理責任者又は営業所専任技術者該当の有無	有 ・ 無			
現在従事中の工事の有無	有 ・ 無			
	有の場合	工事名		
		発注者		
		従事役職	(専任・非専任)	
		工期	年 月 日～ 年 月 日	

【調書記載上の留意事項】

- 1 この入札参加資格確認調書及び確認書類に虚偽の記載等が明らかになった者に対しては、県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがあるので留意すること。
- 2 この調書には公告に明示した入札参加資格要件に適合する工事及び技術者を記載すること。また、調査基準価格を下回る価格（低入札）で落札した工事については、技術者と現場代理人の兼務は認めないこととしているので、低入札の場合は現場代理人についても記載すること。
- 3 工事概要には、入札公告の入札参加資格に示した内容が明確に確認できるよう施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に記載すること。
- 4 最終請負額は、JV施工の場合は全体請負額のほか、（ ）に自社の出資比率に応じた金額を記載すること。
- 5 受注形態の欄は、単体（元請・一次下請）・JV施工の別を○で囲むこと。なお、JV施工の場合は、代表・非代表の別を○で囲むとともに、（ ）に自社の出資比率を記載すること。
- 6 本工事の配置予定技術者及び現場代理人が、現在、他の工事に従事している場合については、当該工事名、発注者、工期を記載すること。配置予定技術者については、従事役職欄の専任・非専任の別を○で囲むこと。
- 7 技術者の資格免許等の欄には、有する資格の名称、交付番号、交付年月日等を記載すること。
- 8 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（CORINS：コリンズ）に登録されている場合は、登録番号を記載し、登録内容確認書の写しを提出すること。コリンズ登録がない場合及びコリンズ登録があっても公告で求める要件が登録内容から確認できない場合は契約書、仕様書、図面等の写しなどの挙証資料を提出すること。
- 9 配置予定技術者の施工経験とする工事が、工場製作と現場施工に異なる技術者を配置した工事であって、当該配置予定技術者が工場製作又は現場施工のいずれか一方のみの担当となっている場合は、担当した施工区分に係る工期を工事概要欄に記載すること。
例）工場製作工期 ○年○月○日～○年○月○日
- 10 JVの場合は、各構成員ごとに作成して提出すること。
- 11 公告において、施工実績又は技術者の施工経験を求めているときは、**上記3**の記入は不要であること。
- 12 **総合評価落札方式の専任補助者は、現場代理人との兼務を認めるが、主任技術者又は監理技術者との兼務は認めない。なお、調査基準価格を下回る価格（低入札）で落札した場合、専任補助者は現場代理人又は増員技術者との兼務は認めていないので留意のこと。**
- 13 予定価格が1億円以上の工事において調査基準価格を下回る価格（低入札）で落札した場合は、増員技術者の配置を求めていることから、増員技術者について別葉で作成し挙証資料を添付のうえ提出すること。なお、増員技術者は現場代理人との兼務は認めておらず、JV施工の場合は各構成員ごとに1名ずつ配置することとなっているので留意のこと。

【注意事項】

- 1 落札候補者は、発注機関から入札参加資格確認書類の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に、この入札参加資格確認調書に必要事項を記載した上で記名押印し、次の書類を添えて持参のうえ提出すること。
 - (1) 工事費内訳書（入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書）
 - (2) 建設業の許可通知書の写し
（県外業者にあつては、建設業許可申請書別紙二（1）または別紙二（2）等、営業所の所在地及び許可業種が確認できる書類の写しを添付すること。）
 - (3) 配置予定技術者及び現場代理人の雇用関係を確認できる書類
（例：健康保険証又は標準報酬決定通知書の写しなど）
 - (4) 配置予定技術者の資格及び施工経験等を確認できる書類
（例：資格免状等の写し、監理技術者資格者証の写しなど）
 - (5) 入札参加資格で求める施工実績を確認できる書類
（例：コリンズ登録されている工事は技術データを含む登録内容確認書の写し、その他の民間工事等は契約書写し、仕様書、図面等の挙証資料など）
 - (6) 配置予定技術者の専任制に関する誓約書（附属様式）
配置予定技術者について、現在従事中の工事がある場合で以下のいずれかに該当するときは提出すること。
 - ア 現在従事中の工事に専任で配置されているとき
 - イ 本工事に専任で配置することを入札公告で求めているとき
 - (7) 入札参加資格確認書類を発注機関に提出する日において有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し
 - (8) その他入札参加資格の確認のため必要と認める書類
（例：共同企業体である場合は、共同企業体協定書の写し。舗装工事及び法面処理工事における自社施工体制届出書など）
- 2 落札候補者が提出期限までに入札参加資格確認書類を提出しないとき又は落札候補者が入札参加資格の審査のために入札担当課等の長が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は無効とすること。
- 3 施工実績及び配置予定技術者の資格、経験等の取扱いについては、入札説明書を確認すること。